

# (1) マイナンバー法案と関連法案について

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、次期通常国会に次の3法案を提出。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)【内閣官房】
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【内閣官房】
- ③ 地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

## マイナンバー法案

I 総則

II 個人番号

III 特定個人情報の保護等

III-① 特定個人情報の保護

III-② 情報連携

III-③ 行政機関個人情報保護法等の特例等

IV 個人番号情報保護委員会

V 法人番号

VI 雑則

VII 罰則

## 関連整備等法案

住民基本台帳法の一部改正

公的個人認証法の一部改正

等

地方公共団体情報システム機構法案

## (2) マイナンバー法案の概要

(行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人又は法人等を識別するための番号を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために必要な事項を定める。

以下の内容等について規定

- 総則(目的、定義、基本理念)
- 個人番号(決定、通知、変更、利用範囲、告知・提供の制限、等)
- 特定個人情報保護等  
(特定個人情報保護評価、情報連携、行政機関個人情報保護法等の特例、等)
- 個人番号情報保護委員会(組織、指導・助言、勧告・命令、規則の制定、等)
- 法人番号(指定、通知、等)
- 雑則(個人番号カード、事務の区分、等)
- 罰則

<参考>

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、平成23年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の改正案を国会に提出することとされている

# (3) マイナンバー法案等の地方公共団体に関する事項について

## マイナンバー法案

- 市町村長が「個人番号」を決定し、住民に通知
- 地方公共団体情報システム機構が「個人番号」を生成
- 市町村長が個人番号カードを住民に交付
- 情報連携基盤の設置（内閣府と総務省の共管。行政機関や地方公共団体の情報連携については総務省所管。）

## 住民基本台帳法の一部改正

→(4)参照

- 住民票の記載事項及び本人確認情報に「個人番号」を追加
- 本人確認情報を利用できる事務を追加
- 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行
- 住民基本台帳カードに関する規定を削除 ⇒ マイナンバー法に規定する個人番号カードに移行

## 公的個人認証法の一部改正

→(5)参照

- マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設
- 電子証明書発行手続きを簡素化
- 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大（総務大臣が認める民間事業者を追加）
- 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

## 地方公共団体情報システム機構法案

## (4) 住民基本台帳法の一部改正について

- 住民票の記載事項及び本人確認情報に「個人番号」を追加
  - ・ 個人番号を住民票記載事項に追加し、本人等からの請求に応じ、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
  - ・ 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コードとあわせて本人確認情報の一つと位置付け。
- 本人確認情報を利用できる事務を追加
  - ・ 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正する。
- 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行
  - ・ 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定する。
- 住民基本台帳カードに関する規定を削除 ⇒ マイナンバー法に規定する個人番号カードに移行
  - ・ マイナンバー法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除する。

## (5) 公的個人認証法の一部改正について

- マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設
  - ・ 自己の個人番号に係る個人情報が行行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で開示請求できる仕組みを構築することに伴い、インターネット上の簡易な本人確認手段として、既存の電子署名に加え、「電子利用者証明」の仕組みを創設する。
- 電子証明書の発行手続きを簡素化
  - ・ 電子証明書の申請の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度では申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。
- 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大(総務大臣が認める民間事業者を追加)
  - ・ これまで行政機関等へのオンライン手続にしか活用できなかった公的個人認証サービスについて、民間のサービスでも活用できるようにする。
- 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行
  - ・ 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。

# (6) 地方公共団体情報システム機構法案

社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、マイナンバー法案及び関係法律の改正案とあわせて、地方公共団体情報システム機構の設置根拠に係る規定を整備する。

## 【社会保障・税番号大綱】

「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。



## 地方公共団体情報システム機構法案

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構に、地方の代表が参画する「代表者会議」を置き、定款変更、理事長及び監事の任命・解任、事業計画、予算、決算等の機構の重要事項を議決。
- 代表者会議が任命する外部有識者からなる「経営審議委員会」を置く。
- 理事長及び監事は代表者会議が任命し、副理事長及び理事は理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及びマイナンバー法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

# (7) 新法人のガバナンスについて

- 地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保

